

## 原子力防災部会におけるオブザーバーについて

平成24年11月21日  
福島県原子力安全対策課

## 1 趣旨

福島県防災会議原子力防災部会要綱第6の規定に基づき、部会におけるオブザーバーの参加について定めるものとする。

## 2 オブザーバー

部会長が必要と認めた以下の者をオブザーバーとして、部会に参加させることができるものとする。

## ○ 関係市町村を管轄する消防本部消防長

市町村	消防本部
いわき市	いわき市消防本部
田村市	郡山地方広域消防本部
南相馬市、飯舘村	相馬地方広域市町村圏組合消防本部
川俣町	伊達地方消防組合消防本部